

# ずい道等の掘削等作業主任者 特例講習のご案内

「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が、令和2年6月15日に改正、公布され、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の範囲の追加及び時間数の変更と併せ、特例講習の基準が示されました（基発0615第6号 令和2年6月15日）。

改正技能講習規程は、令和3年4月1日から適用となり、**改正前のずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者は、令和4年4月1日以降は作業主任者に選任できません。**

建災防では、上記の方が引き続き作業主任者に選任されるために、「特例講習」を実施いたします。実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

## 1. 建災防支部が実施する特例講習

ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習

## 2. 受講対象者

令和3年3月31日までに、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者

## 3. カリキュラム

科目	範囲	時間
作業環境の改善方法等に関する知識	空気中の粉じんの濃度等の測定方法 換気等の方法 呼吸用保護具	1時間30分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、 労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則 中の作業環境の改善方法等に関連する条項	30分

※ 講習修了後に修了試験（筆記試験）を行い、合格者に対して修了証を交付いたします。

## 5. お問い合わせ・申込み先

特例講習は、建災防支部で実施します。

開催日程は、本部ホームページ（右のQRコードからアクセス）よりご確認ください。

お申込みや受講料など詳細については、「実施する支部」へお問合せください。

特例講習開催日程は  
こちらからアクセス！



### 参考：本部ホームページ 講習日程一覧

建災防は労働災害防止団体法に基づき設立された団体です

建設業労働災害防止協会(建災防)

小 中 大

☑ お問い合わせ・アクセス 協会情報 English

トップページ 技能講習・各種教育のご案内 図書・用品のご案内 支援事業のご案内 安全管理・技術支援のご案内 広報活動のご案内

#### 講習日程一覧

日程 2021年6月 エリア 全国 全て

※ まずは、エリアの電話番号にお電話いただき、空き状況等をご確認ください

日程	エリア	電話番号	支部HP	備考
2021年6月23日	神奈川県	045-201-8456	<a href="#">支部WEBサイトへ</a>	特例講習 横浜南分会開催
2021年8月17日	神奈川県	045-201-8456	<a href="#">支部WEBサイトへ</a>	特例講習 横須賀分会開催
2021年8月27日	東京都	03-3551-5372	<a href="#">支部WEBサイトへ</a>	特例講習（講習時間：2時間）
2021年10月19日～2021年10月20日	神奈川県	045-201-8456	<a href="#">支部WEBサイトへ</a>	掘削 横須賀分会開催
2021年10月予定	東京都	03-3551-5372	<a href="#">支部WEBサイトへ</a>	シールド（講習時間：14時間30分）

注) 令和3年4月1日以降のずい等の掘削等作業作業主任者技能講習修了者は、特例講習を受講する必要はありません。

### 参考：主な改正内容

- ① ずい道等の坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等の測定を行うことを事業者に義務づけたこと。（粉じん障害防止規則 第6条の3）
- ② 測定結果に応じて、換気装置の風量増加等の措置や有効な電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させることを事業者に義務づけたこと。（粉じん障害防止規則 第27条）
- ③ ずい道等の掘削等作業主任者の職務について、換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること等を追加すると共に、技能講習の科目や範囲を改めたこと。（労働安全衛生規則 第383条の3）

参考：改正に関する厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11791.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11791.html)

## 建設業労働災害防止協会 本部 教育推進部 企画課・教育課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階

TEL：03-3456-0618（教育推進部 企画課・教育課直通）/03-3453-8201（代表）

FAX：03-3456-2458

ホームページ：<https://www.kensaibou.or.jp/>

